

## 東京ベイ e S G パートナー 規約

### (名 称)

第1条 本組織は、東京ベイ e S G パートナー（以下「本組織」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本組織は、東京ベイ e S G プロジェクトに賛同する企業やNPO、大学等と官民学連携コミュニティを形成し、プロジェクトの理念や取組を国内外に広く発信するとともに、多様な交流や発信の場を提供し、先行プロジェクトの効果の最大化及び新たな技術・サービスの開発につなげることで、持続可能な都市の実現に寄与することを目的とする。

### (活動内容)

第3条 本組織は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 最新技術情報や事例紹介等の情報発信に関する活動
- (2) 各種プロジェクトの創出に向けた会員間のマッチング支援やコンソーシアム形成等の推進に関する活動
- (3) その他、本組織の目的を達成するために必要な活動

2 前項の各活動は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 東京ベイ e S G プロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致するもの
- (2) 持続可能な社会の実現に関する活動・取組に資するもの

3 会員の営業・広報活動における本組織への参加状況に関する宣伝については、事前に事務局の承諾を得ること。

### (会 員)

第4条 本組織は、東京ベイ e S G プロジェクトが掲げる理念や将来像、都市像に合致する取組を行い、かつ、本組織の目的及び活動に賛同する企業、NPO、大学、研究機関、金融機関、投資家、行政機関その他これらに類する法人格を有する団体をもって組織する。

### (入 会)

第5条 本組織への入会を希望する者は、別に定める入会申込書を事務局へ提出し、審査を経て承認を受けることで、会員となる。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 都税、法人税、消費税等を滞納している者
- (2) 会社更生、民事再生その他これらに準ずる申請をした者又は申立てを受けた者
- (3) 労働関係法違反をしている者
- (4) 業務執行命令や行政処分等を受けている者

- (5) 各種助成金の不支給措置を受けている者
  - (6) 東京都暴力団排除条例に関して、次のいずれかに該当すると認められる者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）である、又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している。
- 3 第1項の入会申込書は、書面による方法に代えて電子的な方法を用いることができるものとする。

#### （退 会）

- 第6条 会員は、別に定める退会届出書を事務局へ提出し、任意に退会することができる。
- 2 事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員を退会させることができる。
- (1) 本規約に違反したとき又は法令に違反する行為があったとき。
  - (2) 本組織の名誉又は信用を毀損したとき又は本組織の目的に反する行為を行ったとき。
  - (3) 別途「東京ベイ e S G パートナー募集要領」2（2）ウで定める欠格条項に該当することが判明したとき。
  - (4) その他本組織の運営に当たって重大な支障が生じると認めたとき。
- 3 会員である法人が解散し又は破産したときは、退会したものとみなす。

#### （禁止事項）

- 第7条 会員は以下の行為を行ってはならない。
- (1) 第2条に定める目的以外の活動
  - (2) 他者又はその他第三者に対する、本組織を使った勧誘・斡旋行為等
  - (3) 他者又はその他の第三者の権利・利益を侵害する行為
  - (4) 他者又はその他の第三者を差別、誹謗中傷又は名誉・信用を毀損する行為

(5) 本規約をはじめとする例規、法令に反する行為又は公序良俗に反するなど事務局が不適切と判断する行為

2 会員は、次に定める事項に該当する場合、本組織で活動できないものとする。

- (1) 営利目的の活動
- (2) 政治的、宗教的な活動
- (3) 趣味や文化活動等の同好会活動
- (4) 学友会や同窓会活動
- (5) 反社会的な団体等の使用
- (6) 他者に不都合または支障を生じさせるおそれがあると認められるとき
- (7) 本組織の管理・運営上、支障があると認められるとき
- (8) その他、事務局が本組織の趣旨に合致しないと判断した活動

(会費)

第8条 本組織の会費は無料とする。

2 事務局は、前項の規定にかかわらず、特に必要と認める場合には、別途費用を徴収することができる。

(事務局)

第9条 本組織の事務を処理するための事務局を東京都スタートアップ戦略推進本部 戦略推進部 イノベーション戦略課に置く。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本組織の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和4年4月1日付 03政計計第588号)

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年3月26日付 06政計プ第493号)

この規約は、令和7年4月1日から施行する。